

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その」を「の規定により支給する旅費の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。